

## 第16回

日本司法支援センター顧問会議

議 事 録

第16回  
日本司法支援センター顧問会議  
議事次第

1 日時

平成30年2月6日（火）午後1時00分～午後2時34分

2 場所

日本司法支援センター本部 役員会議室

（東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階）

3 議題

**【報告案件】**

平成29年度業務実績（概況）について

改正総合法律支援法の施行（特定援助対象者法律相談援助及びDV等被害者法律相談援助）について

- ・ 特定援助対象者に対する法律相談援助
- ・ DV等被害者に対する法律相談援助

**【協議案件】**

第3期中期目標期間における業務実績及び第4期中期目標期間における業務運営方針等について

午後 1時00分開会

○鈴木局長 それでは、始めてよろしいでしょうか。

顧問の皆様におかれましては、御多用のところ御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻でございますので、ただいまから第16回日本司法支援センター顧問会議を開催させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、理事長の宮崎より一言御挨拶申し上げます。

○宮崎理事長 宮崎でございます。本日は、御多用にもかかわらず御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

顧問の皆様にお集まりいただくのは、昨年2月3日の顧問会議以来、ほぼ1年ぶりでございます。この間の法テラスの民事、刑事、あるいは情報提供業務の各実績、あるいは総合法律支援法改正に伴って、1月24日から始まったばかりの新しい相談業務の実績は、後刻担当者から報告をさせていただきます。

私からは、法テラスを取り巻く課題のうち、5点ほど簡単に報告させていただきます。

1点目は扶助事件の増加でございます。多重債務事件の減少で落ち込んでおりました民事法律扶助業務が、家事事件の増加などもあって、一昨年ごろから下げどまっておりましたが、昨年は自己破産事件などを中心に増加に転じ、最近では一昨年と比べ、コンスタントに10%程度増加しております。原因ははっきりしませんが、今話題の総量規制を受けていない銀行カードローンによる多重債務問題が深刻化しているのではないかと懸念しています。

ところで、扶助業務は以前から申し上げてきたとおり、扶助協会時代は、各地の弁護士会の体力に合わせた独自の業務手順や審査のやり方がありましたが、全国組織となって以降、サービスの公平性や透明性に欠けることのないように、その是正に取り組んでまいりました。この間の働きかけで、各地の御理解も進み、標準化がかなり進んでまいりました。

本来は全く同じ基準で運営するのが望ましいわけですが、過渡期の今は、ある程度の裁量の幅を設けており、今後ともさらに裁量幅の圧縮を進めたいと考えています。

2点目は、次年度政府予算案です。件数が増加している扶助業務について増額を求めましたが、推移を少し見たいということで、増額はほとんど認められませんでした。しかし、被疑者国選の範囲拡大で増加する報酬算定業務などに対処するため、8名の増員が認められました。厳しい財政状況の中、それ以外の項目も厳しい査定を受けましたが、経費節減をさらに行うことなどにより、何とか運営可能な査定をいただき、ほっとしています。

3点目は、10年を経たコンピュータシステムを全面更新中です。更新後は、操作性は格段に改善され、さらに、きめ細かい分析がスピーディにできて、タイムリーな情報発信や市民サービスの改善につなぐことができると考えております。

しかしながら、システムの開発がおくれ、委託業者からは運用開始が遅れるとの報告を受けております。楽しみにしておりましたのに残念ではありますが、より完成度の高いシステムを目指して努力中であります。

4点目は、スタッフ弁護士の採用並びに制度変更であります。御承知のとおり、司法試験合格者減少に伴い、スタッフ弁護士の応募者が急減しており、欠員を出す事務所が出てまいりました。今後とも厳しい状況が続くと思われましますので、求人活動を法科大学院のみならず、法学部まで手を広げるなど、確保に尽力したいと考えています。

また、労働契約法の改正に伴い、無期転換権を行使するスタッフ弁護士も想定されるため、長く働くことができる契約内容に制度変更を行いました。

5点目は、地方事務所の執行部運営体制が、弁護士などサービス提供者に偏り過ぎているため、副所長への、非法律家の登用を呼びかけてまいりましたところ、順調に増えつつあり、現時点で15事務所に増え、さらに増える見込みとなっております。今後とも各地に選任を呼びかけ、サービスを受ける方々の目線を大事にする体制づくりに努力したいと思っております。

その他課題は多々ありますが、御質問を受ける形で、あるいは議論の中で、御提言をいただければと存じます。短い時間ではありますが、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

**○鈴木局長** 本年度初めての顧問会議になります。役員の異動もございましたことから、ここで簡単に御紹介をさせていただきます。

初めに丸島常務理事。

**○丸島理事** 昨年の10月から、法テラスの常務理事を務めております丸島でございます。

簡単に自己紹介させていただきますと、平成11年から13年まで、内閣に設置されました司法制度改革審議会の事務局を務めておりまして、その際には、竹下座長、高木顧問のもとで2年間司法制度改革の議論の真っ只中におりました。そのような議論も経て、法テラスや法科大学院などが生まれた経過でございました。

その後は、平成17年まで東京池袋で東京弁護士会の公設事務所の所長などを務めまして、大変多くの扶助事件や、あるいは若手弁護士を育成して地方の過疎地や法テラスのスタッフ弁護士に送り出す仕事などもしておりました。平成20年から2年間は、当時日弁連の会長でありま

した宮崎理事長の下で事務総長を務めることとなり、裁判員制度のスタートや被疑者国選弁護制度の拡大実施、法律扶助の拡充などに携わっておりました。その後数年間は、法科大学院制度の改革問題に板東理事とご一緒させていただきながら、主として法曹養成制度や司法アクセスの課題などに取り組んでまいりました。

そのような経過でございましたご縁で、昨年来法テラスに参ることになりましたが、今後とも一生懸命頑張りたいと存じますので、何卒よろしく願いいたします。

○鈴木局長 続きまして、板東理事、お願いいたします。

○板東理事 同じく、10月に就任させていただきました理事で、非常勤の理事でございますけれども、板東と申します。よろしく願い申し上げます。

今、丸島常務理事のほうからちょっとお話がございましたけれども、私も文部科学省ですと仕事をしておりまして、その時代に法科大学院、法曹養成制度の改革の問題も担当させていただいたことがございます。特に、局長時代は、法科大学院が大変社会的に批判をされていた時代と申しますか、一番厳しい時代でございまして、何とかいい形で、むしろ底を打って上昇していくようにということで、丸島常務理事も当時、いろいろな審議会の委員などをお務めございましたけれども、協力いただきながら改革に努めてきたというようなことがございました。

また、文部科学省の後に、役人生活としての最後を消費者庁のほうで務めさせていただきまして、その時代に法テラスとかなり近いところがございます消費者トラブル、被害の問題、いろいろな相談体制の充実の問題、そういったところの仕事をさせていただきましたので、法テラスは大変身近に感じながらいたわけでございますけれども、実際、10月から仕事をさせていただきまして、法テラスはこんなにたくさんの仕事をしていたのかと。また、仕事がどんどん広がってきているということとともに、やはりいろいろ難しい課題もたくさんあるということを感じさせていただいておりますので、是非いろいろ御指導賜ればと思っております。

顧問の先生方の中には、大変今までお世話になった先生方が多いのですけれども、引き続き御指導をよろしく願い申し上げます。

○鈴木局長 ありがとうございます。

それでは、恒例により竹下座長に議事の進行をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○竹下座長 それでは、議事進行をお引き受けさせていただきます。

まず、顧問の皆様におかれましては、御多忙中のところ、顧問会議に御参集いただきまして、

誠にありがとうございます。私からも御礼を申し上げます。

なお、本日は滝鼻卓雄顧問と片山善博顧問が、御都合により御出席ができないということになりましたが、7名の顧問の皆様方に御出席をいただいております。過半数の顧問の御出席でございますので、顧問会議運営規則第1条が定める定足数を満たしていることを、まず確認させていただきたいと思っております。

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。

本日の議題について確認させていただきたいと思っておりますが、お手元の議事次第でございますように、報告案件が2件。平成29年度業務実績（概況）と、改正総合法律支援法の施行について、この2点でございます。それから、協議案件が1件ございまして、第3期中期目標期間における業務実績及び第4期中期目標期間における業務運営方針等というのが、その議題でございます。

そこで続きまして、事務局からこれらの議題に関する配布資料について、まず御説明をお願いしたいと思います。

**○鈴木局長** 私のほうから、お手元にある資料をご覧くださいまして、御確認をお願いいたします。

最初にありますのが議事次第になります。続きまして、資料1が平成29年度の業務実績（概況）に関するものの資料でございます。資料2それから資料3が、改正総合法律支援法の施行に関するものとなります。

また、協議案件に関する資料は、少し多いのですけれども、資料4-1から4-7までの資料となっております。番号に沿った資料があるかどうか、御確認いただきたいと思います。

配布資料は以上でございます。

**○竹下座長** どうもありがとうございます。

それでは、議題に入りたいと思っております。

まず、報告案件でございます。平成29年度業務実績に関しまして、事務局から御報告をお願いいたします。

**○河原総務部長** それでは、総務部長の河原のほうから、資料1の御説明をいたします。

資料1、横置きの一覧表でございますが、29年度の業務実績は4月から12月までの9か月ということで、情報提供以下、ご覧いただいているような数字となっております。先ほど、理事長の冒頭の御挨拶にもございました、扶助の代理援助の件数というところを少しご覧いただきますと、ピンク色の帯のところは民事法律扶助、それと震災法律援助業務のところございま

す。27年度の代理援助件数をご覧いただきますと、これは震災法律援助を除いた件数が10万7,358件というふうになっております。それが28年度は10万8,583件ということで、増えているというところがございます。9か月分では8万7,349件というところで、勢力的にはこのまま順調に伸びるのではないかとこのところでございます。

また、9か月分ですので、少し年度でご覧いただくと、例えば情報提供のところでは、27年度と28年度を比べてみますと、コールセンターは約31万8,000件のところが、28年度は34万9,000件と増えておりますし、地方の問い合わせの件数も20万2,000件が、28年度20万4,000件というように伸びているというところがございます。

他方、国選弁護のブルーのところでございますが、被疑者、被告人のところは、ご覧いただいているような数値で、27年度から28年度減っているというようなことございまして、この辺りは、刑事事件は若干減っている傾向というところがございます。

簡単ではありますが、私からは以上です。

**○竹下座長** ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、顧問の皆様から何か御質問あるいは御意見がございましたらお伺いしたいと思います。どうぞ、どなたからでも御遠慮なく御発言ください。

いかがでしょう。特に御意見、御質問ございませんか。

それでは、報告事項の第2のほうにまいりたいと思います。

改正総合法律支援法の施行（特定援助対象者法律相談援助及びDV等被害者法律相談援助）についてという議題でございますが、まず、特定援助対象者に対する法律相談援助のほうにつきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

**○菅沼第一事業部長** 第一事業部長の菅沼でございます。よろしくお願いたします。

前回の顧問会議で、新規事業に関わる法改正の内容と改正の背景、それから新規事業のイメージをお話しさせていただきました。その後、検討を重ねまして具体的な運用方法等を定めまして、本年1月24日から事業を開始しております。

本日は、特定援助対象者法律相談援助の具体的な内容について、そして、この事業を開始するに至るまでに行ってきた準備について、それから、現在までの利用状況について。この3点について御報告をさせていただきます。

まず、特定援助対象者法律相談の具体的な内容ですけれども、資料2をご覧ください。資料2「新たな出張法律相談がはじまりました」というチラシですが、これは関係機関、福祉機関等の皆さん向けの制度紹介のチラシです。表面に制度の概略が書かれており、裏面のほうがQ

&Aになっていて、よくある質問に答えるというものになっております。

表面に戻っていただきまして、冒頭のほうにこの制度の概略が書かれておりますが、対象となる方は、認知機能が十分でないため、法的問題を抱えているのに、みずから法的支援を求めることができないと思われる方ということになります。そのような方に対して、資力にかかわらず、出張で法律相談を行っていくというものになります。認知機能が十分でない方に対する相談ということで、そういう方を支援している、福祉関係者の方たちが、この方向か問題を抱えているのではないかと気がついたときに、その支援者の方から申し入れていただくということがこの制度の特色になっております。そのような支援者の方たち、どういうところに所属している方たちかということも、この間決めております。具体的には、地方公共団体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、それから介護保険法に定める各種機関、障害者総合支援法に規定する各種機関、児童福祉法に規定する各種機関、その他の支援団体で地方事務所長が適当と認めるもの、というところの方たちから申し入れをしていただくと、そのような仕組みになっております。

御利用の流れですが、この資料2の表面下のほうに「ご利用のSTEP」と書かれておりますけれども、先ほど申しましたように、支援者の方が、この方向か問題があるのではないかと思ったら、連絡票にチェックをしていただいて、法テラスに申し入れをしていただく。法テラスのほうで要件を判断いたしまして、出張法律相談できますよということを御連絡する。そして、相談を担当する方をアレンジいたしまして、その相談担当の弁護士、司法書士から相談日程等の連絡をし、支援者の方たちにもできるだけ立ち会っていただいた上で法律相談を実施すると、こういうような流れとなっております。

この法律相談は、なるべく支援機関の方に、気軽にといいですか、必要があるときには使っていただかないといけないので、いろいろ工夫をしたつもりではございます。例えば、申し入れのときに書いていただく連絡票ですけれども、チェックを簡単にすれば申し入れてできるようになっています。記載例につきましても、こんなふうに書いてくださいねというのを吹き出しで入れたものをつくりまして、ホームページ上に掲載したり、御説明のときに持っていったりしております。

それから、相談料を負担していただく場合がございますので、資力の確認も簡単にさせていただくのですが、それにつきましても、この裏面のQ&Aの2番目のところに書いてあるように、把握可能な範囲で御確認いただき、資力基準を明らかに超えているという場合のみチェックしてくださいねという説明をしているところでございます。



また、既に関係のある弁護士さん、司法書士の方にこの相談を担当してもらいたいという場合には、そのような方を通じて申し入れをしていただくということも可能にしているところでございます。

次に、この事業を開始するための準備でございますけれども、2つ準備というのがございます。1つは、実際にこの相談をやっていくための、その担い手である弁護士、司法書士をどう確保するかという問題でございます。それにつきましては、各地方事務所におきまして、弁護士会、司法書士会と協議をして、この相談に対応してくれる弁護士、司法書士の名簿を作成いたしました。現在、全国でこの相談用名簿に登載されている弁護士が3,220名。司法書士が744名ということになっております。各地ごとに若干ばらつきがあるのですが、全体で見たら、それなりの体制は整えられたかなと思っております。

担っていただく、弁護士、司法書士さんには研修等もやっていただかなければなりませんので、それは日弁連のほうとも相談いたしまして、高齢者の委員会のほうで、このような方に対応するための研修をやっていただきました。

また、制度につきましては、日弁連のeラーニングというホームページ上のサイトがありまして、そこに、この制度について、弁護士たちが対応する場にどうしたらよいかという説明の動画を掲載させていただきました。

それから、準備に関してもう一つ、周知についてですけれども、これも非常に大事なところだと思っております。まだこれは現在進行で取り組んでいるところです。全国レベルでは、厚労省、それから全国社会福祉協議会に本制度の周知をお願いいたしました。厚労省につきましては、関係する部局が多岐にわたりまして、例えば老健局、社会・援護局の保護課、地域福祉課、それから障害保健福祉部、精神障害保健課、保健福祉部障害福祉課、これらの各部局から全国の都道府県、市区町村等に御連絡をいただくということをお願いいたしました。それから、全社協にも都道府県、それから市区町村の社協に周知をお願いしております。

地方事務所におきましても周知に取り組んでおりまして、地方事務所では関係機関の方を集めた地方協議会というものを、年に1回以上開催することになっておりますけれども、その場での制度周知を、これまでに39地方事務所において実施いたしました。11の地方事務所では、これから実施するということになっております。

さらに、先ほど厚労省のほうから通知をお願いした機関に対しても、地方事務所から説明に行くことになっているのですが、非常に多数にわたりますもので、まず、この制度開始までに県庁、県庁所在地の市役所、中核市の市役所、それから都道府県、と政令指定都市の社協を訪

問するようにという指示をしてやっているところでございます。

実際にどこに周知したかという報告は、2月の末までに上がってくるようになっておるので、まだちょっと全体像を把握ができていないのですけれども、こちらで把握しているところでは、これまでに全国で461の機関に対して、この制度の説明会を行ったという報告を受けているところでございます。

最後に、本日までの利用状況ですけれども、まだ2週間足らずということですので、それほど件数が上がっているわけではないのですけれども、現在、全国で23件のこの新たな相談の申入れを受けているということでございます。複数のところが、奈良が3件、あとは東京、栃木、函館、札幌が2件ずつ、その他1件ずつのところが幾つかあるという状況になっております。

申し入れをしてくれた機関ですが、包括支援センターがやはり一番多くて、9件になっております。その次が、社会福祉協議会で7件、そのほか障がい者の機関、介護保険の機関等になっているということでございます。

御相談の内容は、まだちょっと相談の報告書が上がってきていないものもあるので、全体像はわからないのですけれども、任意整理の案件とか自己破産の案件とかが、やはり今の上がってきている範囲では目立つという状況になっています。

少し長くなってしまいましたけれども、実施状況としては以上でございます。

**○竹下座長** どうもありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、顧問の先生方のほうから、何か御質問あるいは御意見がございましたら、御自由に御発言願いたいと思います。

**○中山顧問** ちょっといいですか。

**○竹下座長** どうぞ。

**○中山顧問** とても周知は大事だと思います。それで、これまでに多くのところに周知をされていると思うのですけれども、相談件数が、包括支援センターから上がってきているのが多いというようなお話にもありましたように、やはり区市町村の現場、包括支援センターは区市町村が所管をしていますから、そういった現場にチラシなども配付してもらおうとよいと思います。そうすると関係のところにつながるといいますので是非、これまでも大分いろいろやっていたいでいるのはすばらしいと思いますけれども、あわせて周知されるとより徹底していくと思います。

**○菅沼第一事業部長** ありがとうございます。

○竹下座長 ほかに。顧問の方から。

どうぞ。

○村木顧問 包括支援センターから来るというのは、やっぱり一番高齢者の方に近いところから御相談が来ているのだなということで、ニーズがあるのだなというのがよくわかりました。

中山さんがおっしゃったように、どうしてもそこに近いところというと、市町村、それから事業者ですよね、介護の。そこへ情報が行くと非常にいいと思うので、1つは、さっきおっしゃったように市町村にチラシをというのと、もう一つはさっき全社協に行かれたとおっしゃいましたけれども、全社協の下に県社協、市社協という流れがあるのですけれども、そのほかに、全社協の中に、高齢者関係の福祉施設の一種業界団体風のものとか、そういう業界の種別の団体があるのですね。そこを通じて行かれると、今度は直接事業者に情報が流れると思うので、それはいい方法じゃないかなと思います。

それから、もう案件が上がってきたらでしょうけれども、私は全く法律の専門家じゃないので、このチラシを見たときに、これは全部やり方が書いてあって、「どんな相談」という例がないのですね。どんな相談なら乗ってもらえるかというのがぴんとくると、例でいいので、そうすると、現場で高齢者の方に接している福祉のスタッフでも、これで何とかさんの悩みはここに相談できるとわかるので、是非もう一枚、幾つか事例でこんな案件というのがあったら、非常に福祉の人間が動きやすいと思います。

○菅沼第一事業部長 ありがとうございます。

○竹下座長 どうぞ。

○中山顧問 それとこの所定の書式というのがお話にあった申し入れ票ということですか。どんな相談ができるのか、また、支援者の方から簡単に、これは申し込みができるんだという、イメージができるように、申し入れ票なんかもついているとわかりやすいのかななんて思いました。

○竹下座長 あと、特に御発言ございませんか。よろしゅうございますか。

御発言ありがとうございました。

○竹下座長 それでは、どうもありがとうございました。

次に、第2議題の中のDV等被害者に対する法律相談援助に関しまして、同じく事務局から御報告をお願いいたします。

○新部第二事業部長 第二事業部長の新部と申します。座って御説明申し上げます。

制度の内容は、配布資料の資料3というところで、制度紹介のチラシを同封しておりますの

で、この説明は省略させていただいて、今年1月24日に事業が開始されていますので、現在までの実施状況と、一番重要な関係機関との連携状況を御説明、御報告したいと思います。

まず、実施状況ですが、名簿は全地方事務所でそろいました。契約弁護士数は2月2日現在で1,431名になっております。

先週の金曜日ですが2月2日までの相談申し込み件数は、合計14件。その内訳は、DVが10件、ストーカーが4件、児童虐待はゼロ件でした。これはいずれも速報値であります。

地方事務所別で見ると、東京、神奈川、茨城、群馬、愛知、石川、宮城、福島、山形、秋田、札幌が各1件、広島が3件でした。このうち群馬の1件は、利用者と連絡がつかなくなりましたので、相談の実施までには至っておりません。また、費用負担決定があったものは、このうちの4件であります。

申し込みから弁護士選任までの平均日数は1.1日。つまり、当日がほとんどですが、若干超えるものもありました。弁護士選任日から相談実施までの平均日数も1.1日ですから、当日かあるいは若干超えるものです。相談の速やかな実施はできていると思います。

つぎに、関係機関との連携状況であります。本部では、警察庁、厚生労働省、内閣府の男女共同参画局に働きかけた結果、警察庁では生活安全局生活安全企画課長及び同少年課長連名で、昨年9月29日付けで、各都道府県警察本部長・各方面本部長あてに通達を出して、各警察署等の担当者に周知して、制度の積極的紹介を行うとともに、地方事務所と連携するように要請しています。

厚生労働省では、子ども家庭局家庭福祉課児童相談係から、昨年10月2日付けで、都道府県・指定都市・児童相談所設置市の児童福祉主管課あてに事務連絡を発出いただいて、管内の児童相談所に相談事業内容を周知して、地方事務所との連携を図るよう要請をしております。

また、同厚生労働省では、家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室から10月2日付けで、同じく各都道府県の婦人保護事業主管課あてに事務連絡を発出して、管内の婦人相談所に相談事業内容を周知して、地方事務所との連携を行うことを要請していただいております。

内閣府男女共同参画局では、10月19日付けで、各都道府県・指定都市の男女共同参画主管部（局）、被害者支援主管部（局）、それから人権施策主管部（局）あてに通達を発出いただいて、管内の配偶者暴力相談支援センターに、相談事業の周知に加えて、本事業の積極的紹介と地方事務所との連携に対応するよう要請していただいております。

このほか、法務省人権擁護局では、今年の1月19日付けで、各法務局及び地方方法務局の人権擁護所管課あてに、同省の人権擁護機関が実施する人権相談において、本援助の対象となる方

からの相談を受けた場合には、援助の紹介及び対応窓口の案内を行うなど、事案に応じた適切な対応をするように周知がなされたと聞いております。

本部では、これらを受けまして、全国の地方事務所に対して、前回の顧問会議でもいろいろ御助言いただいたところではありますが、ご助言に従い、警察の人身安全関連事案担当部署一覧、全国児童相談所一覧、それから全国婦人相談所一覧などを添付して、関係機関との連携を図るように通知しております。

これを受けて各地の地方事務所では、関係機関との間で、個別の事業説明や協議を行うほか、地方協議会や業務説明会を開催して出席を呼びかけ、平成30年1月17日現在で、関係機関との間での個別協議あるいは協議会等を開催した回数は381回に達しております。

地方事務所の呼びかけで、協議会に出席された関係機関の主なものは、例えば、婦人相談所、婦人保護施設、児童相談所、あるいは、県の母子生活支援施設協議会、県の健康福祉部子育て支援課、県人権センター、県男女共同参画センター、県内各地区の福祉事務所福祉課、県警本部生活安全部少年課、あるいは県警本部生活安全部人身安全対策課、県警本部広報課、公益社団法人の犯罪被害者支援センターがあります。

市町村レベルでは、例えば保健福祉部子ども未来課、福祉健康課保健保険センター、健康子ども部家庭児童相談室、男女共同参画センター、子ども政策部子ども家庭支援課、健康福祉部子ども総合センター子ども支援室、健康福祉部子ども支援課、福祉事務所福祉総合支援室、福祉事務所子ども発達支援室などが参加されております。

このほか、地方検察庁被害者支援室、保護観察所、労働局雇用環境・均等室、非営利活動法人のいのちの電話協会、いろいろなNPO法人、それから社会福祉士会、弁護士会などが参加されております。

以上であります。

○竹下座長 どうもありがとうございます。

ただいまの御報告につきましては、御意見、御質問等ございますか。

どうぞ。

○石井顧問 全然、素人的なんですけど、児童虐待と、今いろいろ社会的な問題になっているいじめとは関係ないのですかね。

○新部第二事業部長 児童虐待の場合は、保護者からの虐待、里親からの虐待も含まれますが、それを対象にしています。

○石井顧問 学校でいろいろ問題があるのは、やはり学校の中で処理する問題であって、法律

的には関与できないのですか。

○**新部第二事業部長** この法律相談の対象ではないのですが、これとは別に、日弁連からの委託援助事業の中に、子どもに対する法律援助というものがあまして、そちらのほうで学校での体罰やいじめなどについての法律相談を実施しています。

○**石井顧問** わかりました。

○**新部第二事業部長** それらの問題はこちらの法律相談の対象にはなっていません。

○**石井顧問** ありがとうございます。

○**山崎理事** 児童虐待というのは、先ほど刑事事件が減っているというお話があったと思うんですけども、それは窃盗などの犯罪は減っているのですけれども、逆に、DV、ストーカー、児童虐待などの深刻な事案が増えている。とりわけ、児童虐待については、監護者などが子供に対して虐待を行いその結果、死まで至るといったケースなどもあり、深刻です。裁判員裁判の一つの大きなテーマになっており、社会全体で取り組む必要がある犯罪類型の一つになっています。そういう意味では、できる限り早く段階で虐待やその兆候を補足する必要がありますが、なかなか内にこもり、捕捉できないのが現状です。

その意味では、今回の制度にある意味期待をしておるところですが、児童虐待のケースが相談の俎上に挙がるには多少時間がかかると思います。先ほどのお話どおり、DV、ストーカーの方が先になりましたけれども、いずれは、できれば児童虐待等もなってくれればいいかなとは思っています。

○**新部第二事業部長** DV、ストーカーの相談は、既に警察に相談されている場合が多いようです。

○**津島顧問** DV事件でよくあるのは、お役所の係官が不注意で問題の相手に名前やあれを言ってしまう。これは本当にあってはならないことなんだが、そういう教育というか、お互いの自覚を高めるようなことはやっておられるのでしょうかね。

○**新部第二事業部長** 研修を課しております。

○**津島顧問** 研修をやっている。

○**新部第二事業部長** はい。一番センシティブな情報を扱いますので。

○**山崎理事** 刑事訴訟法の改正がありまして、刑事事件においては、被害者や証人の名前の秘匿や、情報が漏れない制度が次第に確立されてきました。全体的には秘匿に対する認識が高まっているような気がしますので、法テラスとしても、特に、直に被害者等に接する地方事務所において、以前に比べ被害者等に対する配慮の意識が格段に高まっていると思います。

○竹下座長 どうぞ。

○坂東顧問 これから始まったばかりで、是非いろいろな実効を上げていただきたいと思うのですが、2つお尋ねいたしたいのです。

DVの場合、特に外国人の方が被害者になられるケースが多いと思いますけれども、そういったようなときの言葉の問題や何かについては、それぞれの全ての地方事務所に対応することは不可能だろうと思います。何らかの形でサポート、さらにその上で、アドバイスを受けられるような対応というのはできているのかどうかというのが1つ。

2つ目のお尋ねは、被害者本人でないと、ここに相談には来られないのかもしれないのですが、例えば、通報制度がございますよね、医療機関の。ああいうようなところは、まず警察経由になっていくのですかね。そういった当事者じゃなくても、周りの人たちに対する啓蒙的な活動というのは、お願いできるのかどうか。ちょっと伺わせていただければと思います。

○新部第二事業部長 1点目はちょっと私もよく存じ上げないところで、現場でどの程度……

○鈴木局長 まだ、なかなかそこは難しいところで、外国人に対しての言語的な部分では。

○新部第二事業部長 コールセンターでは外国人に対する多言語情報提供サービスというのをやっていますけれども、この相談窓口ではまだちょっとそこまでいってはいません。

○坂東顧問 それぞれの窓口はなかなか難しいと思いますので、例えばどこかにセンターがあって、そちらのほうに紹介するとかというようなことが、次の段階ですね。まだ1月24日に始まったばかりですから。

○新部第二事業部長 2番目の点ですが、御本人以外の場合でも電話で依頼が入ってくる場合がありますが、この相談は法律相談ですので、御本人と面談して話す必要があります。関係者の方の場合は、情報提供という形で、精通弁護士を紹介するなり、あるいは警察の手続を御紹介するなりして、情報提供するという形で対応するようにしております。

○竹下座長 どうぞ。

○中山顧問 今のお話で、自治体がどういうふうに対応しているかということで、ちょっと情報提供ですけれども、例えば私が仕事をしていた新宿区などは、外国籍の方が大変多いです。ですから、外国人相談のところで、かなりの言語に対応できるようネイティブの人たちが相談員となり、それで相談を受けています。またそうしたことと、それからいろんなところと連携をするというような形で対応ができておまして、この法テラスの法律相談援助も、その連携の一つ大きな資源になると思います。

それから、先ほどお話があった、例えばストーカー等の、行政が漏らしてはならぬものを漏

らす。あれはもう本当にやってはならぬことで、そのことは自治体のほうで、いろんな出てくるであろうセクションのところに、そういったものがかかってきたときには、この人については絶対出してはいけないというような、横のつながりを持ったりして、通常はやっているのです。ところが、この前、大変な殺人事件にまで至ったのは、そこに穴が開いていたというのか、そういうことであると思います。

○山崎理事 パソコン上に、これは秘匿しなきゃいかんというのが出るらしいですね。各市役所なり区役所で。そうするとどの部署であってもぱっと。

○中山顧問 そうです。どの部署であっても、その人に関わる情報については絶対出さないという形での対応がされています。

○宮崎理事長 身内を装ったのでしたっけね。例の件はね。

○山崎理事 そうですよ。そういうふうになっちゃうってことですよ。

○宮崎理事長 菅沼さん、法テラスのコールセンターでは、多言語サービスは何か国語でやっていたのですかね。

○菅沼第一事業部長 情報提供に関しては多言語サービスがありまして、現在7か国語の対応になっています。英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語、ベトナム語、タガログ語になっています。

○宮崎理事長 最近、件数増えているんですよ。

○菅沼第一事業部長 はい、増えています。

○鈴木局長 そうしたら問題は、そこからこの専門相談のほうにいかにつないで、そこで実施できるかどうかですよ。弁護士のほうも言語的なあれは限界がありますので。

○宮崎理事長 同じようなシステムを利用して、三者会議システムみたいなものを使えばいいですよ。

○竹下座長 外国人の問題はいずれ出てきますよね。

それでは、行ってよろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

それでは、第3の協議案件のほうに進んでまいりたいと思います。第3期中期目標期間における業務実績及び第4期中期目標期間における業務運営方針等についてというタイトルになっておりますが、まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

○河原総務部長 それでは、総務部長の河原のほうから、本年度29年度が第3期中期目標期間の最終年度ということで、昨年の秋に、第3期中期目標期間の見込評価というのをいただきましたので、それを簡単に御説明します。また、現在第4期中期目標、中期計画の策定中での



で、その進捗や概要について簡単に御説明します。なお、このうち概要のうち事業に関する部分、司法ソーシャルワークや情報提供の部分については、後ほど菅沼第一事業部長のほうから御説明いたします。

資料はまず、4-1と4-2で第3期中期目標期間の業務実績というところでございます。

4-1をご覧いただければと思いますけれども、見込評価ということで、36項目、それぞれについて評価をいただいております。そして、全体の評定は「B」、おおむね良好ということでいただいております。

「C」というのがちょっとよくなかったというところで、4番の職員（常勤弁護士を含む。）採用と配置等というところでございます。ここにつきましては、常勤弁護士が未配置の地域が複数存在するというところ、それから、中期目標期間中に常勤弁護士の適正な配置を実現することが困難であったことなどから、このような評価になっております。

ここは非常に困難度が高いということは、評価委員の皆様には御理解いただいているところではございますが、結果はこうであったというところです。

他方で、頑張った取組として評価されているところは、30番の立替金の償還のところの管理・回収の工夫というところでございます。ここは「A」評価をいただいております。これは、もともと資力に乏しい方から償還してもらうということで、そもそもが難しいわけなのですが、滞納している方の特性に応じた督促の工夫などによって、毎年度償還率を向上しているということが評価されてのことです。

そして、今後の業務運営に向けた期待ということで、資料4-2 3項をご覧いただければと思いますが、高齢者・障がい者に対する援助の取組である司法ソーシャルワークについて、福祉機関等との一層の連携強化ですとか、担い手となる弁護士等の対応能力の向上を図るなどして、さらに積極的に取組を推進していくことを期待するとされています。次に、第4期の中期目標、中期計画の策定状況でございます。

中期目標は御案内のとおり、法務大臣が法テラスに対して指示するもの、そして中期計画はそれを受けて法テラスが策定し、法務大臣の認可を受けてというものでございます。この内容につきましては、今、関係省庁、関係機関との調整も大体済みまして、あとは評価委員会の意見をいただき、最高裁の意見をいただき、そして手続を最終的に進めて年度末までに確定させるというところでございます。

今日は、御議論いただく前提といたしまして、この第4期中期計画のポイントというところで、業務に関しましては後ほど説明がありますし、司法ソーシャルワークや情報提供のあたり、

これがまた第4期さらに進めていくというところでございます。

それから、資料4-4をご覧いただきたいのですが、これは本年度財務省による執行調査を法テラスが受けまして、その結果が、財務省のホームページに公表されておりまして、この公表されている総括調査票です。

この予算の執行調査は、予算執行の実態を調査して改善点を指摘して、予算の見直しや執行の効率化などにつなげていくというものでございまして、法テラスには昨年の4、5、6月辺りに調査が入ったというところでございまして、書面の調査と、それから、財務省の担当者が実際に関東の事務所に視察に出向かれまして、職員からヒアリングをしたというような調査でございました。

その内容ですけれども、裏面の③番の調査結果及びその分析というところでございます。ここでは大きく3点のことが言われていまして、それぞれこの結果と分析に基づいて、今後の改善点や検討の方向性というところを指摘されております。これが④のところになります。

まず、指摘の1つ目のところとして、地方事務所における常勤弁護士の配置と業務量というのがあります。これは、常勤弁護士1人当たりの年間の業務量と、1人当たりの平均給与、これは800万円ということと比較するという観点で分析がされています。地方事務所の約7割で平均給与が業務量に見合う対価を上回っているという分析結果が示されております。

これを踏まえまして、今後の改善といたしまして、常勤弁護士の配置を適正化すべきだと。平均給与が業務量相当額を大きく上回る事務所については、配置人数が課題であると考えられるので、業務量の多い事務所との間で配置人数を適正化すべきというような指摘がなされました。

また、常勤弁護士の関係では、未配置のことについても取り上げられました。これは未配置、常勤弁護士を配置できていないところが、11か所まだあると。配置に向けて弁護士会と交渉しているところは1か所のみ。大部分はまだ交渉ができていないと。この結果を踏まえまして、改善点として、弁護士会との間で協議を早急に開始するなど、適正な配置に向けた取組を促進すべきというように指摘されています。

次に、2つ目の点ですけれども、司法過疎地域事務所と、扶助・国選事務所について指摘がされております。

まず、司法過疎地域事務所35か所ございますけれども、そこで登録弁護士数が増加して10人以上となった5か所の事務所がリストアップされまして、今後の改善点として、登録弁護士数が大きく増加した地域の事務所については、統廃合も含めた見直しの検討を進めるべきだとさ

れています。

それから、扶助・国選の事務所について、4か所でありますけれども、これも法テラスの創設時に比べると登録弁護士数が増加しているということで、今後の改善点として、国選と扶助の案件を扱う弁護士が少ないとは考えにくい事務所もあるから、そういう事務所については組織のあり方の見直しを進めるべきであるというふうにされています。

最後は、出張所の関係でございます。ここは、東京都23区に地方事務所が1か所と、出張所が2か所設けられていて、いずれも公共交通機関で数十分で移動できるということが指摘され、これを踏まえて改善点として、地方事務所との統廃合を含めて組織運営を合理化する方向で見直しを進めるべきとされております。

そして、改善点の4のところをご覧いただきますと、こういった指摘について、どうしていくべきかということが言われておまして、この調査結果を踏まえた見直しとか検討内容については、第4期中期目標期間で適切に反映させるべきというふうにされております。

これを受けまして、法テラスのほうでは法務省とも協議いたしまして、この中期目標、中期計画に、この指摘されたことを反映させております。第4期中期目標期間では、総合法律支援法のコンセプトの趣旨と、指摘されたこの合理化というところ、このバランスを見ながらきちんと対応していこうということで考えておるところでございます。

私の説明は以上でございます、続きまして業務のほうの御説明をさせていただきます。

**○竹下座長** それでは、引き続き。

**○菅沼第一事業部長** 第一事業部長の菅沼でございます。では、私のほうから業務の、特に司法ソーシャルワークと情報提供業務について、次期中期目標期間中に取り組みもうと思っていることについて、少し御報告をさせていただき、御意見を賜ればと思います。

まず、司法ソーシャルワークでございます。先ほど総務部長からも紹介がありましたように、評価委員会からは、司法ソーシャルワークにつき、事業計画に基づいて着実に進捗させているという評価をいただきました。その点につきまして若干御報告をいたしますと、第3期中期目標期間中の司法ソーシャルワークの取り組みとしては、従来、これまでスタッフ弁護士の個人の取り組みであった司法ソーシャルワークというものを、法テラス全体の組織としての取り組みにどのように広げていくかということが大きな課題でございました。それを事業計画に基づいて進めていくということを取り組んでまいりました。

例えば、先進的な取り組み事例をもとにして、関係機関と弁護士会、司法書士会、法テラスとの連携をどうやって構築するかということについて、連携スキーム構築マニュアルというも

のを本部でつくりまして、それを地方事務所に共有してノウハウを共有することをやったりとか、地方事務所に司法ソーシャルワークを推進していくための計画を毎年立てさせるのですけれども、例えば今年度の計画において、特にニーズが見込まれる生活保護関係機関における指定相談場所相談、あるいは巡回相談というものを重点項目として推進することといたしまして、地方事務所において必須の計画として取り組んでもらうということをやったりしてまいりました。

その結果、どのような実績になっているかということについては、資料4-5をご覧ください。

これは中期目標期間の見込み評価の項目別評定調書の司法ソーシャルワークに関連する部分ということになります。例えば、2番の主要な経年データの2項目めで、連携対象機関の指定相談場所数ということがあります。これは例えば福祉事務所などの福祉機関等に弁護士、司法書士が出向いて扶助の無料相談を行うということですが、27年度が85か所であったものが、28年度には152か所ということで、倍近く増えているということがございます。

それから、その次の連携を契機とした巡回相談件数、トータルのところは27年度、28年度そんなに大きな差はないのですけれども、参考数値のところ、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会等で実施した巡回相談、これは弁護士等がそこに出向いて行う相談のうち、定期的ではなく臨時で行うものが巡回相談、と御理解をいただければと思うのですが、26年度、27年度、28年度で着実に伸びてきております。

このような第3期中期目標期間の取り組みを踏まえまして、第4期中期目標期間においてはどのような取り組みを考えているかということをもとめましたのが、資料4-6になります。第4期中期計画期間中の司法ソーシャルワーク事業計画（案）のポイントということで、3点挙げさせていただいております。

1点目は、評価委員会からも指摘いただいている関係機関とのさらなる連携の強化ということで、福祉機関との相互理解に基づく連携関係の構築に努力しようということをやっております。これまでは、法テラスの業務説明に出向いて、法テラスがやっていることをわかってもらうということが中心だったので、逆にその関係機関がどういうことをやっているのかということ、私どもの方でもよく理解をして、それで連携を深める。法テラスの方からその関係機関に御紹介するというのも、それによって増えてくるし、関係機関の方から御紹介されるものもそれで増えてくるだろうと考えております。

そのために、1つは地域ネットワーク、今現在さまざまなネットワークが形成されております。

すので、そういうところに法テラスとしても積極的に参加していくということを位置づけて行う。それから、職員の研修においても、福祉制度や福祉機関に関する知識や理解について深めてもらふような研修を充実させていくということを考えております。

それから、ポイントの2番目としまして、先ほどちょっと実績の御紹介をさせていただきました新しい事業である特定援助対象者法律相談、これを効果的に活用していこうということを考えております。この相談につきましては、司法ソーシャルワークの一環と位置づけられるものと理解しております。従前から関係機関に対して、司法ソーシャルワークとしてお届けできるメニューとして、出張相談、出向いて御相談ができますよということを申し上げておりますけれども、そのメニューの1つに、認知機能が十分でない方に関してもこのようなことができますよということを組み入れて、効果的に実施をしていくことをやっていきたいと考えております。

それから、3番目に、これを推進していくための地方事務所における体制です。なかなか人を増やすというのは難しいのですけれども、現在いる職員、体制を十分に活用しようということで、現在、法曹以外の地方事務所の副所長さんが15地方事務所におられまして、その多くが社会福祉関係の方ということになっております。このような方の知見、経験、つながり等を活用させていただいて、職員の研修にも役立たせていただく。また、ネットワークづくりにも役立たせていただくということを強めていこうと考えております。

それから、地方事務所への最初のアクセスポイントになりますのが、情報提供の職員ということになるわけですが、ここは後ほど説明いたしまし情報提供業務を変えていくということにも関連しまして、次年度から、従来の消費生活相談員等の資格の方に加えて、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持った方というのも採用対象に加えしました。現在、採用を進めているところですが、現在内定しているところで4分の1ぐらい、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持っている方を採用できるという状況になっております。そういう方たちの知見等を活用して、司法ソーシャルワークを推進していこうと考えているところでございます。

以上が司法ソーシャルワークに関してでございます。

次に、情報提供業務についてでございますけれども、もう一度、資料4-3の第4期中期計画のポイントのところに戻っていただけますでしょうか。1番の司法ソーシャルワーク関連に関しては先ほど申しましたとおりです。

2番の情報提供業務の質の向上に関してでございますけれども、特にウのところ、地方事務所における情報提供業務に関しては、コールセンターとの役割分担を踏まえ、弁護士会・司

法書士会、福祉機関等の関係機関との直接的な連携が可能であるという特性を生かした業務のあり方について検討し、利用者のニーズや各地の実情に応じた情報提供を適切に実施することが書かれております。

この地方事務所の特性を生かした業務を具体的にどのように実施していこうかということで、今試行を行っているところでございます。その一つの例を、資料4-7でお示しさせていただきたいと思っております。これは現在、法テラス長野において試行しておりますものです。「まいさぼ長野市」というところとの連携なのですが、まいさぼ長野市は、長野市の社会福祉協議会が、長野市から生活困窮者の自立相談事業を受託してやっている事業の名称ということになります。

生活困窮者自立支援事業といいますのは、もう既に御承知のことだと思いますけれども、生活保護に至る前の方に包括的な自立相談支援を行い、就労支援であるとか、住居の確保のための支援であるとか、家計管理の支援や学習支援等の本人の状況に応じた支援を行う事業ですけれども、生活困窮者自立支援の事業と法テラスの事業というのは、利用者の属性が非常に似ているところがあるのですね。経済的に困っていて、いろんな問題を抱えているという意味で。実際に利用者のニーズという観点から見ますと、やはりそういう方というのは、法的な問題と福祉的な問題の両方を複合的に抱えていることが多いということがございます。

そこで、福祉機関との直接的な連携が可能であるという、地方事務所の特性を生かして、地方事務所が自立支援事業の窓口であるまいさぼ長野市と連携して、御利用者の方が司法か福祉かどちらかにつながれば、両方の支援を受けられる、両方のニーズに対応するという、相互取り次ぎのサービスをするようにしましょうということを協議いたしまして、開始しております。これまでは、福祉機関から法テラスを紹介していただくということはあるのですが、取り次ぎがなかったことで、その方が法テラスに言って来なければつながらなかった。これが、取り次ぎがされることによって、法テラスの方からその方に積極的に働きかけることもできるし、お互いにフォローアップすることが可能になります。

逆に法テラスの方では、お問い合わせを受けて、法的な問題があれば法律相談等につないで、それで終わりというようになっていたところが若干あったのですが、法的な問題を抱えていた人が福祉の問題も抱えているというときに、このスキームを使えば、そこに確実につなげることができます。このような方法で利用者のニーズにより応じた業務ができていくのではないかと考え、現在試行を進めているところでございます。これがうまくいくようであれば、全国に広げていくことを考えていきたいと思っております。

そのほかにも、地方事務所の特性を生かしたということで、今言ったような関係機関と非常に密接な関係があることを生かして関係機関に関する情報をしっかりと整備してデータベースに入れ込んで、コールセンターとも共有できるようにして、関係機関に関する情報提供の質を充実させようであるとか、あるいは地方事務所においては法律相談をやっていますので、法律相談に来た方について、先ほどのまいさぼの例でも若干申しましたけれども、福祉につなげる必要がある方について情報提供を行っていくとか、そういうようなことをやれないかなど、現在、業務を変えていく検討作業を進めているところでございます。

それから、そのように業務を変えていくということになると、体制もそれに応じたものにしていかなければならないということがございます。従前、窓口対応専門職員という専門職員に担ってもらっていたんですけれども、少し名称を変えまして、情報提供専門職員ということで、次年度から新しい職として、今申しましたような、関係機関との連携に軸足を置いた情報提供業務を行ってもらおう。そういう職員として位置づけていくということを進めているところでございます。

資格も、先ほど申しましたように、これまで消費生活相談員とか裁判所、法務局のOBの方がほとんどだったのですが、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持っている方等にも来ていただくということで、採用を進めておりますし、研修も、先ほど申しました社会福祉士の副所長さん等にも御協力いただきまして、社会福祉に関係するような知識を習得できるような研修を充実させて実施していくということも予定しているところでございます。

司法ソーシャルワーク、情報提供の関係で第4期中期目標期間中に取り組もうと思っている方向性について報告をさせていただきました。

私のほうの報告は以上でございます。

○竹下座長 どうもありがとうございました。

第4期中期目標・中期計画を立案するについて、いろいろ御検討いただいている点について、かなり詳しい御報告をいただきました。このただいまのお二人の報告、どちらに関しても結構でございますので、顧問の先生方、御意見があればお聞かせ願いたい。いかがでしょう。

○津島顧問 そういう連携の仕事をやるについて、それぞれ予算上、少しだけないかという話が出てくるかもしれない。そういうのはどうしておられますか。

○宮崎理事長 ソーシャルワークを始めまして、どこにお金がかかるのかということも今、試行を進めているということですが、まだ試行中なものですから、予算上の措置を要求するところまで、我々のほうの積算が成熟していないというのが正直なところですよ。

相談だけでなしに、いろんなどころへ出かけていくという形での交通費だとか諸雑費とか、そういうものも当然積算していかなければならないのですけれども、とりあえずは今言ったように、窓口に座る方々を社会福祉の経験のある方に、いろいろチェンジしていただき、できればそこをもう少し手厚くしていきたい。そこが予算的にいうと、ちょっとお願いをしていきたい突破口ではあるかなとは思ってはいます。

○坂東顧問 関連でよろしゅうございますか。

○竹下座長 どうぞ。

○坂東顧問 本当に、この社会福祉士ですとかあるいは精神保健福祉士ですとか、実は私どもの大学でも養成しているんですけれども、そうしたこれからの社会で大変重要な専門職なんですけれども、既に確立している専門職、例えば看護師さんですとか教員の方ですとか、そういう専門職の方に比べて非常に不安定な職しかないんですね。カウンセラー、臨床心理士、そういういったようなのも含めて。是非、そうした遅れてきた専門職、これからの社会が必要とする専門職に対する処遇ということを是非御配慮いただければと思います。

○宮崎理事長 何年か前から社会福祉系の資格を持った方を新人、就職のときに採用するという形で試みておりまして、毎年継続的に入っていただいています。その上に地方事務所の窓口にもそういう方々に入っていただいて、今まで消費者問題の専門家、これも大事は大事でありますけれども、それにプラスアルファして、社会福祉系の専門職を迎え入れて、かなり姿勢をチェンジしているというところですね。菅沼部長を筆頭に、ちょっとその道を切り開いているところだと、こういうことでございます。

○坂東顧問 よろしく願いいたします。

○竹下座長 村木顧問。

○村木顧問 それに関連して、本当にすごく大事な方向に事業が行っていると思います。

福祉のほうも含めてですけれども、困っている人があちこちの窓口を自分で訪ねるのじゃなくて、支援する側がちゃんとつながっているという方向と、それからもう一つ、福祉の世界では伴走型支援と言うんですけれども、一緒に走ってあげる。要するに、あそこへ行きなさい、はい行っていらっしゃいじゃなくて、ある程度、一緒に問題解決につき合ってもらえるということをやります。それが法テラスの場合もあるし、さっきのように高齢者だったら包括支援センターが伴走をやって、法テラスへ連れてくるとか、こういう感じでやっていくことになる。その意味で、さっきおっしゃった、まさに予算なんですけど、2つの方向で充実をしてほしい。1つは、ソーシャルワークができるスタッフを法テラスが増やしていくという方向の予算です。



それからもう一つは、さっきあったDVとか、それから高齢者の例えば認知症なんかの方の法律相談部分とか、法律の扶助の部分なんですけど、結構深刻な問題だと、何度も相談をしたいとか、弁護士さんの手を非常に煩わせることがある。よく弁護士さんたちに聞くのは、やっぱり法テラスのいろんな援助の回数が限られていたり、お金が限られていたりとか、いろんな理由があって、一番深刻なやつというのはキャパオーバーになってしまうというのがある。全部とはいかないですけども、ある程度法テラスで重いやつも完結をするようになってほしい。弁護士会との連携もあるでしょうけれども、少なくとも最後まで手放さずに問題解決するのに何が必要かというのを見出して行って、法テラスもここはやるぞ、やりたいという分野については、だから予算をくれということをやっていたら、非常に頼りがいのある機関になっていくかなと思います。一番御苦労される場所だと思うのですが、やっぱり本当に貧しい人が頼れる法律機関として、是非充実をお願いしたいと思います。

○竹下座長 その巡回法律相談というのは、回数は決まっているんですか。

○菅沼第一事業部長 法律相談に関しては、同じ問題で3回という上限があるんですね。また、新しい事業については、また別の、例えばDV相談だったら、2回までとかというような上限があります。

○新部第二事業部長 今回のDV等被害者相談では原則2回が上限です。

○宮崎理事長 それも回数もあるのですが、非常に手間がかかるとおっしゃっておられた。そうしますと、我々30分ですかね。一応、基本は。

○菅沼第一事業部長 そうですね。30分目安ということです。

○宮崎理事長 30分で5,000円ですが、そうすると難しい問題をやればやるほど、30分では足りず、弁護士さんは足が出るということで、今年の予算も確か高齢者、障がい者の新しい法律相談業務については、もうちょっと単価を上げてほしいと、お願いをしたわけです。30分で終わるはずがないということで、要求したのですが、実現できず、我々もこれを予算要求の一つの突破口だと思います。やはり、認知機能が落ちている方々の法律相談では、話を聞くだけでも、事案を理解するだけでも時間がかかりますので、とても30分5,000円ではなかなかということですね。

○竹下座長 失礼しました。どうぞ。

○坂本理事 私は、この司法ソーシャルワークと情報提供にかかわってまいりました。スタッフ弁護士は法テラスの予算がありますので、出張相談をしたり、相談に出向いていたりするのは、法テラスから、スタ弁に払われるお給料の中に含まれますので何回行っても対応できま

す。しかし、事業を拡大するとスタ弁だけでは対応できず、ジュディケア、つまり一般の弁護士先生にお手伝いをしていただくことになると思います。ジュディケアの先生方に、無償のボランティアでやっていただく訳にはいきません。この事業を展開するときにはジュディケアの先生方の御協力が必須であって、そこに対する予算措置がきちんと確保されているべきだなというふうに思います。なかなか今の財政事情からいうと、そこを突破していくことは難しいところだなというのを感じながら、事業を推進していくために予算獲得というのは非常に重要だと思っています。

**○宮崎理事長** ソーシャルワークというのは、役所的に言うと、我々法務省の所管なので、法務省予算なのです。だけれども、事業の内容は厚労省予算のジャンルに入ってくるので、そのはざままでこっち行っても蹴られ、こっち行っても蹴られというような、そういう性格の業務になりがちなので、そこをどうすればうまく予算要求につながるかということは、いろいろ教えていただければと思っています。

あと、地方公共団体からの御支援もいろいろお願いできればと、こう思っているのですが。

**○津島顧問** まさに地方公共団体の財政もやっぱり少し考えてやらないといけない。今、法務大臣と総務大臣、どちらも女性ですからね。熱心な人もいるから、大いにこうして。

**○宮崎理事長** 法務省も一生懸命やったださっているのですよ。一生懸命やったださっているんだけど、やはり壁は厚いというところですね。

**○高木顧問** ただね、今これだけ人手不足だと言っているのに、平均賃金が上がらない。その理由はいろいろあるのですが、例えば介護だとか、福祉回りの仕事などに従事する人は増えているんだけど、この人たちの賃金というのはどうしても後追いになって、相対的に低い、今ここで議論されているようなお仕事の人も、結果的にはその処遇等の面で後追い型の処遇の体系の中に組み込まれてしまう。

さっき外国人の話がありましたけれども、たまたま、多分法テラスもランゲージワーカーかなんかが関わっておられると思うけれども、ランゲージワーカーに友達がいるのでちょっと聞いてみたら、やっぱりお役所関係から支払われるフィーがどうしても低い。それは民間より高くというわけにはいかんのかもしれませんけれども、そういう本質的なところを考えていかないと、今の議論は絵に描いた餅の話をしているようなことなので、その辺のお金の回し方も、介護の実績が上がって生産性が上がったから賃金を上げるなんていうことにならないわけです。また、今、介護従事者の離職の問題なんか非常に深刻になったりしているのが現実です。

迂遠なことを言っているような気もちよっとしますけれども、何かちよっと知恵を出さないと、努力してみましたけれどももうまくいきませんということに、結果的になっちゃうんじゃないかな。村木さん、どうですかね。

○村木顧問 そうですね。福祉とかケースワークというものにコストがかかるという意識が日本は非常に低いのですね。形に見えないものにお金がかかるということについての意識が低いので、そこを少しずつ変えていかなきゃいけないのだろうと思うのですが、その意味でも、新しいサービスがきちんと法律ができて、その実績を見せるというのは一つの武器になる。やっぱり我々がわかっていてそう言っているだけではなかなか説得ができないので、ケースが実際に出てきて、これだけのものがこういうふうにかかるということを言えるようになると、非常に強いのかなというふうに思います。

○竹下座長 どうぞ。

○中山顧問 おっしゃるとおりだと思うのです。

それで、私は、この司法ソーシャルワークがこれまで効果的な取組例から全国的ないわゆる制度として法テラスが取り組むようにできたということは、これはとてもいいことで、大きな一歩だだと思いますし、それともう一つは、村木さんが今おっしゃったような仕事の文化ですね。仕事とかそういったものに対する評価とか文化を変えることを、実質的に、地道に進めていくことによって根付かせていくことが重要であると思います。

それで、これが成功するポイントは、やはりここの中で、いろんな関係機関との相互理解に基づく連携関係の構築というのがありましたけれども、やはり今、キーワードは「つなぐ」というかつながって、それで伴走型の支援とおっしゃっていましたが、そうした形で問題が解決できるような支援を行っていく。

また、法テラスの場合には法的な支援が強みですので、福祉的な機関や他の機関と強みのところで十分連携をし、効果・実績につなげることです。

それで確かに法律相談は、はじめは20分、それが20分じゃできないから30分、それを何回にするとかというようなのが今までの実態なのです。それを現実に合わせて、専門的な法律的な支援がどうあれば、この問題に本当に役に立つものになるかということ、具体的に進めていく中で作り上げていくことなのかなと思います。

今回、制度として取り組めるようになったこと、大きな一歩だと思います。

○竹下座長 まだ、いろいろ御意見おありになるかもしれませんが、そろそろ予定した時刻になりましたので、特にあと御発言よろしゅうございますか。

それでは、第3の協議議題につきまして、御意見等は以上ということにいたします。

本日予定していた議題は以上となりますけれども、特に御発言はないようでございますので、それでは、予定の時間もまいりましたので、顧問会議といたしましてはこの程度にしたいと思いますが、事務局から連絡事項等がございましたらお願いいたします。

○鈴木局長 事務局から御連絡させていただきます。

本会議の議事録の作成についてでございますけれども、これまでと同様、事務局において原案を作成し、御出席の顧問の皆様にご確認をいただきまして、さらに座長に全体を御確認いただいた上で、ホームページに公表するという手順を考えております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○鈴木局長 よろしければ、事務局からは以上でございます。

○竹下座長 それでは、最後になりましたが、丸島理事から一言御挨拶をお願いいたします。

○丸島理事 本日は、顧問の先生方には、ご多忙のところ御参集をいただき、また大変貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。

先ほど来ご説明を申し上げますように、この1月24日から、認知能力が十分でない高齢者、障がい者の方々からの御相談、そしてDV、ストーカー、児童虐待事案の相談業務が始まりました。

ここに至るまで、局部長以下職員は、各地で事業の開始に向けて準備に励んでまいりましたが、何とか無事に新たな業務がスタートできたところかと思えます。

今日いただきましたお話の中では、新たな事業に関する広報や周知方法、相談者の立場に立ったチラシの内容なども含め、多くの御助言をいただきました。また、DV、ストーカー、児童虐待などについては、これもまた、外国人からの御相談の場合の問題や、あるいは情報管理の問題などをはじめ貴重な御指摘をいただきました。さらに、司法ソーシャルワークの取り組みについては、もう少し時間をかけて御意見をうかがえればなおよかったのですが、先ほどからのお話にありますとおり、スタッフ弁護士たちが、その草創期から、様々な問題を抱える相談者の生活全般をどのように立て直していただくかという視点のもとに、法的問題を含む社会生活上の諸問題の総合的な解決に向けた支援のため努力してまいりました。そうした活動が、この10年余りの間に、法テラス全体で各地の職員が関係機関との連携を進めるなどの一つの仕組みとなって動き出しておりまして、そのことは大変大きな前進であると考えております。他方で、お話にございましたとおりに、人材確保の問題あるいは予算の問題など、これからの課題も多くございます。

昨年10月から法テラスにまいりまして、現場で頑張っている職員の方々や、あるいはスタッフ弁護士らの現場での努力、若い人たちが大変な本当に努力を重ねていることをつくづく感じておりまして、今後とも、福祉関係機関を初めとする関係者のお力をいただきまして、これらの事業を前進させていきたいものだと改めて考えているところであります。

この顧問会議は、本当にそれぞれの分野で長くご活躍の先生方にお集まりいただいておりますが、今日お話をお伺いしておりますだけでも、大変示唆に富む御助言をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。また、今後とも、このような機会だけではなく、いつでもお気づきの点がございましたら、御指摘をいただければありがたいことと考えておりますので、何卒よろしくお願いを申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○竹下座長 それでは、以上をもちまして第16回日本司法支援センター顧問会議を終了させていただきます。

議事進行への御協力、ありがとうございました。

午後 2時34分閉会